多気地域統合小学校整備事業

入札説明書等の修正について

【新旧対照表】

令和8年9月30日

多　気　町

要求水準書の修正内容

No	本編	資料番号	頁	章	節	1	(1)	1)	①	ア	項目等	旧	新
1	○	―	目次									―	資料19　下水道管配管図
2	―	10									児童用トイレ	諸室数: 各学年男女それぞれ1か所以上 3室	諸室数: 各学年男女それぞれ1か所以上 7室
3	―	10									児童用トイレ	【備考(*5)】 標準、温水洗浄便座。バリアフリートイレには、跳ね上げ式手すり、バリアフリー手洗い、温水洗浄便座及び暖房便座、オストメイト設置、給湯はオストメイトのみ	【備考(*5)】 標準、温水洗浄便座及び暖房便座。バリアフリートイレには、跳ね上げ式手すり、バリアフリー手洗い、温水洗浄便座及び暖房便座、オストメイト設置、給湯はオストメイトのみ

設計施工請負契約書の修正内容

No	契約書	別紙番号	頁	条	号	(1)	1	ア	項目等	旧	新
1			22	49	1				部分払	受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第24条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、第2項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、多気町契約規則（平成18年多気町規則第41号）第45条に定める回数（中間前払金の支払があった場合は、当該回数を1回減ずるものとする。）を超えることができない。	受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第24条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、第2項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中第53条第3項に定める回数（中間前払金の支払があった場合は、当該回数を1回減ずるものとする。）を超えることができない。
2		○	31	66	8	(1)			発注者の損害賠償請求等	第62条の規定によりこの契約が解除されたとき。	第63条の規定によりこの契約が解除されたとき。